

大学機関別認証評価

自己評価書

令和3年6月

奈良先端科学技術大学院大学

目 次

I 大学の現況、目的及び特徴 1

II 基準ごとの自己評価

領域1 教育研究上の基本組織に関する基準 3

領域2 内部質保証に関する基準 9

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準 18

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準 25

領域5 学生の受入に関する基準 31

領域6 教育課程と学習成果に関する基準 35

基準の判断 総括表 35

先端科学技術研究科 36

I 大学の現況、目的及び特徴

1 現況

- (1) 大学名 奈良先端科学技術大学院大学
 (2) 所在地 奈良県生駒市
 (3) 教育研究上の基本組織

| | |
|-------|-----------|
| 大学院課程 | 先端科学技術研究科 |
|-------|-----------|

- (4) 学生数及び教員数（令和3年5月1日現在）

| | |
|-----|-------------------|
| 学生数 | 大学院1,068人 |
| 教員数 | 専任教員数：227人、助手数：2人 |

2 大学等の目的

▼大学の目的

奈良先端科学技術大学院大学は、最先端の研究を推進するとともに、その成果に基づき高度な教育により人材を養成し、もって科学技術の進歩及び社会の発展に寄与することを目的とする。（奈良先端科学技術大学院大学学則第1条）

▼先端科学技術研究科の目的

先端科学技術研究科は、先端科学技術の基盤となる情報科学、バイオサイエンス及び物質創成科学の研究領域並びにこれらの融合領域において世界レベルの先進的な研究を推進し、更なる深化と融合、そして新たな研究領域の開拓を進めるとともに、その成果に基づき体系的な教育を通じて、世界と未来の問題解決や先端科学技術の新たな展開を担う「挑戦性、総合性、融合性、国際性」を持った人材を育成することを目的とする。（奈良先端科学技術大学院大学学則第6条）

3 特徴

本学は、先端科学技術の基盤となる情報科学・バイオサイエンス・物質創成科学を担う3研究科で構成される学部を置かない新構想の大学院大学として、平成3年10月に誕生した。平成5年度に学生受入を開始して以来、これらの3つの分野とその融合領域において世界レベルの先進的な研究を推進するとともに、優れた研究成果に基づく教育カリキュラムにより人材育成を進めてきた。

この一貫した目的・理念に基づく先導的な取組によって、博士前期課程と博士後期課程においてこれまでに合計約10,000名となる修了者を産業界・学界等に送り出し、国際社会や先端科学技術分野で活躍するグローバルリーダーを輩出することを通じて社会に貢献してきた。そして、令和3年10月に、本学は創立30周年を迎える。

平成3年度に情報科学研究科、平成4年度にバイオサイエンス研究科、平成8年度に物質創成科学研究科を設置後、平成14年度には情報科学研究科に情報・バイオの融合領域として情報生命科学専攻を新設した。また、平成16年度の国立大学法人化を経て、平成23年度には研究領域のさらなる深化・融合を推進するため、情報科学研究科に置く3専攻を1専攻に、バイオサイエンス研究科に置く2専攻を1専攻に統合し、3つ全ての研究科において1専攻化を実現した。また、情報科学・バイオサイエンス・物質創成科学の融合領域においてデータ駆動型研究を横断的に展開することを目指し、平成29年度にデータ駆動型サイエンス創造センターを設置した。

これら「先端科学技術」のあり方の模索を経て、変化していく先端科学技術に柔軟に対応できる教育研究体制を構築するために、平成30年4月に従来の3研究科を統合し、融合領域教育プログラムの強化に重点をおいた組織改革を行った。

新しい先端科学技術研究科からなる1研究科体制では、従来の3研究科に対応した3つの教育プログラム「情報理工学プログラム」「バイオサイエンスプログラム」「物質理工学プログラム」に加えて、融合領域の教育プログラムとして「情報生命科学プログラム」「バイオナノ理工学プログラム」「知能社会創成科学プログラム」「データサイエンスプログラム」の4つを設定するとともに、融合領域のプログラムには複数の領域の教員が参加し、共同して組織的・体系的に教育研究指導を行う体制とした。これにより、学生に対して入学後の分野の選択肢を増やし、新しい分野の開拓に挑戦する機会を提供している。令和2年度においては、本組織改革の学年進行の途中ではあるが、既に相当数の学生が融合領域プログラムを履修しており、新たな就職先の開拓へと結びついていることから、一定の成果が上がってきている。

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域1 教育研究上の基本組織に関する基準

：「該当なし」

| 基準1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること | | | |
|--|---|----|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目1-1-1] 学部及びその学科並びに研究科及びその専攻の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合は、その構成）が、大学及びそれぞれの組織の目的を達成する上で適切なものとなっていること | ・自己評価書の「I 大学の現況、目的及び特徴」に記載のため、新たな資料は不要 | | |
| | ・前回評価以降に改組があった場合は、大学の設置等の認可申請・届出に係る提出書類の様式（別記様式第2号（その1の1）基本計画書） | | |
| | 1-1-1-01 設置計画の概要（先端科学技術研究科） | | |
| | ・共同教育課程を置いている場合は、大学間で取り交わされた協定書、教育課程の編成・実施その他運営のための協議会の設置を定める文書及びその協議会の開催状況が分かる資料 | | |
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| [分析項目1-1-1] (既存の3研究科を1研究科に再編) ・科学技術の変化と社会の要請の変化に対応し、世界と未来の問題解決や先端科学技術の新たな展開を担う「挑戦性、総合性、融合性、国際性」を持った人材を育成するため、平成30年4月に、従来の3研究科体制（情報科学研究科情報科学専攻・バイオサイエンス研究科バイオサイエンス専攻・物質創成科学研究科物質創成科学専攻）から1研究科1専攻体制（先端科学技術研究科先端科学技術専攻）に改組した。 | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。 | | | |
| ・該当なし | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 ・該当なし | | | |
| 【改善を要する事項】 ・該当なし | | | |

| 基準1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること | | | |
|--|---|----|---------------|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目1-2-1] 大学設置基準等各設置基準に照らして、必要な人数の教員を配置していること | ・ 認証評価共通基礎データ様式 | | |
| | 認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式1 | | |
| [分析項目1-2-2] 教員の年齢及び性別の構成が、著しく偏っていないこと | ・ 教員の年齢別・性別内訳（別紙様式1-2-2） | | |
| | 1-2-2 教員の年齢別・性別内訳 | | |
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 ・ 該当なし | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u> | | | |
| [活動取組1-2-A] (教員配置方針に係る全学的な人事マネジメント) ・ 全学的な視点に立った教員の採用や配置等に関する方針である「教員配置方針」（平成30年3月策定）及び令和3年度までに達成する外国人教員割合や女性教員割合等の数値目標を掲げた「多様な教員の採用計画」（平成29年3月策定）を踏まえ、学長のリーダーシップの下、戦略企画本部に設置した「人事戦略会議」（平成30年4月設置）において、新たな先端科学技術研究の展開に必要な分野等を検討及び決定した上で教員人事を行うという、全学的な人事マネジメント体制を構築している。 | 1-2-A-01 教員配置方針 | | |
| | 1-2-A-02 多様な教員の採用計画 | | |
| | 1-2-A-03 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学戦略企画本部規程 | | 第4条の2 |
| | 1-2-A-04 令和元年度学校教員統計調査（抜粋）—文部科学省公表資料2021.3.30 | | 2021.3.30資料入手 |
| | 1-2-A-05 本務教員の平均年齢（非公表） | | |
| | 1-2-A-06 外国人教員割合 | | |
| [活動取組1-2-B] (女性教員採用の促進) ・ 女性限定公募を積極的に実施するとともに、「学長裁量枠」（重点戦略経費）として「女性教員採用インセンティブ経費」と「女性研究者スタートアップ経費」を確保し、「アカデミックアシスタント」を配置するなど、女性教員の更なる活躍に向けた環境整備と研究支援を積極的に実施している。 | 1-2-B-01 支援一覧（男女共同参画室） | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす | | | |

【優れた成果が確認できる取組】

・活動取組1-2-Aによって、本学の本務教員の平均年齢は44.0歳（令和元年5月時点）となっており、「令和元年度学校教員統計調査」（文部科学省）による全国の大学本務教員の平均年齢49.4歳に比して5歳若い状況となっている。また、本学の外国人教員割合は7.6%（令和元年5月時点）となっており、「令和元年度学校教員統計調査」（文部科学省）による全国平均4.6%（8,578人/185,918人）に比して高い状況となるなど、戦略的な教員配置に努めている。

【改善を要する事項】

・該当なし

| 基準1-3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること | | | |
|---|---|--------------------|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目1-3-1] 教員の組織的な役割分担の下で、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること | ・ 教員組織と教育組織の対応表（別紙様式1-3-1） | | |
| | 1-3-1 教員組織と教育組織の対応表 | | |
| | ・ 組織体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定） | | |
| | 1-3-1-01 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学基本規則 | 第22条、第26条、第27条 | |
| | 1-3-1-02 奈良先端科学技術大学院大学学則 | 第4～11条、第20条、第20条の2 | |
| | 1-3-1-03 奈良先端科学技術大学院大学研究科の教員組織に関する規程 | | |
| | ・ 責任体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定） | | |
| | 1-3-1-01 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学基本規則 | 第22条、第26条、第27条 | 再掲 |
| | 1-3-1-02 奈良先端科学技術大学院大学学則 | 第4～11条、第20条、第20条の2 | 再掲 |
| | 1-3-1-03 奈良先端科学技術大学院大学研究科の教員組織に関する規程 | | 再掲 |
| | 1-3-1-04 奈良先端科学技術大学院大学研究室に関する細則 | | |
| | 1-3-1-05 奈良先端科学技術大学院大学寄附研究室規程 | | |
| | 1-3-1-06 奈良先端科学技術大学院大学連携研究室規程 | | |
| | ・ 責任者の氏名が分かる資料 | | |
| 1-3-1-07 令和3年度国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学運営体制 | | | |
| [分析項目1-3-2] 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っていること | ・ 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式1-3-2） | | |
| | 1-3-2 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（教授会） | | |
| | ・ 教授会等の組織構成図、運営規定等 | | |
| | 1-3-1-02 奈良先端科学技術大学院大学学則 | 第20条、第20条の2 | 再掲 |
| 1-3-2-01 先端科学技術研究科教授会の代議員会に関する内規 | | | |
| [分析項目1-3-3] 全学的見地から、学長若しくは副学長の下で教育研究活動について審議し又は実施する組織が機能していること | ・ 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式1-3-3） | | |
| | 1-3-3 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（教育研究評議会） | | |
| | ・ 組織構成図、運営規定等 | | |
| | 1-3-1-01 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学基本規則 | 第22条 | 再掲 |
| | 1-2-A-03 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学戦略企画本部規程 | | 再掲 |
| | 1-3-3-01 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学教育推進機構規程 | | |
| 1-3-3-02 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学研究推進機構規程 | | | |

| 【特記事項】 | | | |
|---|---|----------------------------|-----------|
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| ・該当なし | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u> | | | |
| <p>[活動取組1-3-A]</p> <p>・全学的な見地から教育研究に関する事項を審議する組織として、国立大学法人法（平成15年法律第112号）及び「国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学基本規則」に基づく「教育研究評議会」をはじめ、「戦略企画本部」「教育推進機構教育推進会議」「研究推進機構研究推進会議」「教授会」「代議員会」を設置している。</p> <p><教育研究評議会></p> <p>・学長を議長として、理事、副学長、先端科学技術研究科長、各領域長等で構成し、学則等の教育研究に係る重要な規約の制定及び改廃、教育課程の編成に関する方針、教育研究状況の自己点検評価等の教育研究に関する重要事項を審議している。</p> <p><戦略企画本部></p> <p>・学長を本部長として、理事、副学長、先端科学技術研究科長、各領域長、学長補佐等で構成し、戦略的な教育研究の展開や大学運営を推進するため、基本方針の企画立案等を行っている。</p> <p><教育推進機構教育推進会議></p> <p>・教育担当理事を議長とする体制の下、副学長、学長補佐、先端科学技術研究科長、教育プログラム担当教員等で構成し、教育に関する基本方針の具体化、教育の内部質保証の推進、教育内容等の改善のための組織的な研修、教育に関する国際連携修等の教育に関する全学的な事項について審議している。</p> <p><研究推進機構研究推進会議></p> <p>・研究担当理事を議長として、学長補佐、領域長等で構成し、研究推進事業や研究成果の社会還元に係る支援の実施について審議している。</p> <p><教授会><代議員会></p> <p>・研究科長を議長として、研究科の教育研究に携わる専任の教授及び准教授で組織し、入学、課程の修了、学位授与、教育課程の編成等について学長が決定を行うに当たり意見を述べることとしている。これに加え、研究科長等が掌る教育研究に関する事項として、他大学における履修や既修得単位、特別研究学生の受入れ、学外機関との部局間協定、研究室の設置及び改廃等について審議を行っている。また、1研究科体制への移行に伴い、100人規模となる教授会における迅速な意思決定を円滑に行うため、教育研究に関する責任者等による「代議員制」を導入し、代議員会を設置している。代議員会は、研究科長を議長に、領域長、副領域長、教育プログラムを担当するプログラム長に加え、その他研究科長が必要と認めた教授会に属する教員で構成している。</p> | <p>1-3-1-01 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学基本規則</p> | <p>第22条、第24条、第26条、第27条</p> | <p>再掲</p> |
| | <p>1-3-1-02 奈良先端科学技術大学院大学学則</p> | <p>第20条、第20条の2</p> | <p>再掲</p> |
| | <p>1-3-2-01 先端科学技術研究科教授会の代議員会に関する内規</p> | | <p>再掲</p> |
| | <p>1-3-A-01 戦略企画本部</p> | | |
| | <p>1-3-A-02 教育推進機構</p> | | |
| | <p>1-3-A-03 研究推進機構</p> | | |

| | | | |
|---|---|---------------|-----------|
| <p>[活動取組 1-3-B] (副研究科長の配置) ・研究科運営についての責任体制を明確にするため、研究科長の補佐担当として、令和3年度から副研究科長を配置することとした。</p> | <p>1-3-1-01 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学基本規則</p> | <p>第14条の3</p> | <p>再掲</p> |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす</p> | | | |
| <p>【優れた成果が確認できる取組】 ・該当なし</p> | | | |
| <p>【改善を要する事項】 ・該当なし</p> | | | |

II 基準ごとの自己評価

領域2 内部質保証に関する基準

：「該当なし」

| 基準2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること | | | |
|---|---|------|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目2-1-1] 大学等の教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、向上を図ることを目的とした全学的な体制（以下、「機関別内部質保証体制」という。）を整備していること | ・ 内部質保証に係る責任体制等一覧（別紙様式2-1-1） 2-1-1 内部質保証に係る責任体制等一覧 | | |
| | ・ 明文化された規定類 1-3-1-01 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学基本規則 | 第23条 | 再掲 |
| | 2-1-1-01 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学における評価会議に関する規程 | | |
| | | | |
| [分析項目2-1-2] それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように質保証の体制が整備されていること | ・ 教育研究上の基本組織一覧（別紙様式2-1-2） 2-1-2 教育研究上の基本組織一覧 | | |
| | ・ 明文化された規定類 1-3-3-01 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学教育推進機構規程 | | 再掲 |
| | 2-1-2-01 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学における教育の内部質保証に関する基本方針 | | |
| | 2-1-2-02 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学における教育の内部質保証に関する自己点検・評価実施要項 | | |
| | ・ 評価実施年度における当該共同学科等の教育課程に関する報告書（関与するすべての大学の名義で作成されたもの。） | | |
| | | | |
| [分析項目2-1-3] 施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関して質保証について責任をもつ体制を整備していること | ・ 質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式2-1-3） 2-1-3 質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧 | | |
| | ・ 明文化された規定類 2-1-3-01 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学事務規程 | | |
| | 2-1-3-02 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学総合情報基盤センター規程 | | |
| | 1-3-3-01 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学教育推進機構規程 | | 再掲 |
| | 2-1-1-01 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学における評価会議に関する規程 | | 再掲 |
| | 2-1-2-01 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学における教育の内部質保証に関する基本方針 | | 再掲 |
| | 2-1-2-02 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学における教育の内部質保証に関する自己点検・評価実施要項 | | 再掲 |
| | | | |

| | | |
|---|---|--|
| 【特記事項】 | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | |
| [分析項目2-1-3] (施設及び設備に関する質保証) ・施設及び設備に関する質保証については、責任者である各担当理事が主に事務局と連携して対応を行う体制としている。ただし、重要な事項については、経営協議会及び役員会において最終的な決定を行うこととしている。 | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 | | |
| [活動取組2-1-A] ・「学部を置かない国立の大学院大学として、最先端の研究を推進するとともに、その成果に基づく高度な教育により人材を養成し、もって科学技術の進歩と社会の発展に寄与する」という本学の目的に基づき、教育のみならず研究についても、全学的な内部質保証についての体制及び手順を整備し、研究力のさらなる充実強化に努めている。 | 2-1-A-01 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学における研究力の充実強化に向けた点検・評価に関する基本方針 | |
| | 2-1-A-02 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学における研究力の充実強化に向けた自己点検・評価実施要項 | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 ・該当なし | | |
| 【改善を要する事項】 ・該当なし | | |

| 基準2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること | | | |
|---|---|---------------------|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目2-2-1] それぞれの教育課程について、以下の事項を機関別内部質保証体制が確認する手順を有していること (1) 学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること (2) 教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること (3) 学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること | ・ 明文化された規定類 | | |
| | 2-1-1-01 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学における評価会議に関する規程 | | 再掲 |
| | 2-1-2-01 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学における教育の内部質保証に関する基本方針 | | 再掲 |
| [分析項目2-2-2] 教育課程ごとの点検・評価において、領域6の各基準に照らした判断を行うことが定められていること | 2-1-2-02 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学における教育の内部質保証に関する自己点検・評価実施要項 | | 再掲 |
| | ・ 教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-2） | | |
| | 2-2-2 教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧 | | |
| [分析項目2-2-3] 施設及び設備、学生支援、学生の受入に関して行う自己点検・評価の方法が明確に定められていること | ・ 明文化された規定類 | | |
| | 2-1-2-01 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学における教育の内部質保証に関する基本方針 | | 再掲 |
| | 2-1-2-02 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学における教育の内部質保証に関する自己点検・評価実施要項 | 別表（点検項目2-(1)～8-(2)） | 再掲 |
| | ・ 自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-3） | | |
| | 2-2-3 自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧 | | |
| | ・ 明文化された規定類 | | |
| | 2-2-3-01 自己点検・評価の評価基準（令和元年度第1回自己評価会議） | | |
| | 2-2-3-02 自己評価会議（令和元年度第1回）議事要旨 | | |
| | 2-1-1-01 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学における評価会議に関する規程 | | 再掲 |
| | 2-1-2-01 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学における教育の内部質保証に関する基本方針 | | 再掲 |
| 2-1-2-02 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学における教育の内部質保証に関する自己点検・評価実施要項 | | 再掲 | |
| [分析項目2-2-4] 機関別内部質保証体制において、関係者（学生、卒業（修了）生、卒業（修了）生の主な雇用者等）から意見を聴取する仕組みを設けていること | ・ 意見聴取の実施時期、内容等一覧（別紙様式2-2-4） | | |
| | 2-2-4 意見聴取の実施時期、内容等一覧 | | |
| | ・ 明文化された規定類 | | |
| | 1-3-3-01 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学教育推進機構規程 | 第4条の2第2号 | 再掲 |
| 2-2-4-01 令和2年度教育評価アンケートについて（修了時、修了後、初年次、教員、就職先） | | | |

| | | | |
|---|--|---------|----|
| <p>[分析項目2-2-5] 機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む。）を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること</p> | <p>・ 検討、立案、提案の責任主体一覧（別紙様式2-2-5）</p> | | |
| | <p>2-2-5 検討、立案、提案の責任主体一覧</p> | | |
| | <p>・ 明文化された規定類</p> | | |
| | <p>2-1-1-01 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学における評価会議に関する規程</p> | 第9条 | 再掲 |
| | <p>2-1-2-01 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学における教育の内部質保証に関する基本方針</p> | 基本方針4. | 再掲 |
| | <p>2-1-2-02 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学における教育の内部質保証に関する自己点検・評価実施要項</p> | 3. 実施手順 | 再掲 |
| <p>[分析項目2-2-6] 機関別内部質保証体制において承認された計画を実施する手順が定められていること</p> | <p>・ 実施の責任主体一覧（別紙様式2-2-6）</p> | | |
| | <p>2-2-6 実施の責任主体一覧</p> | | |
| | <p>・ 明文化された規定類</p> | | |
| | <p>2-1-1-01 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学における評価会議に関する規程</p> | 第9条 | 再掲 |
| | <p>2-1-2-01 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学における教育の内部質保証に関する基本方針</p> | 基本方針4. | 再掲 |
| | <p>2-1-2-02 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学における教育の内部質保証に関する自己点検・評価実施要項</p> | 3. 実施手順 | 再掲 |
| <p>[分析項目2-2-7] 機関別内部質保証体制において、その決定した計画の進捗を確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する手順が定められていること</p> | <p>・ 明文化された規定類</p> | | |
| | <p>2-1-1-01 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学における評価会議に関する規程</p> | 第10条 | 再掲 |
| | <p>2-1-2-01 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学における教育の内部質保証に関する基本方針</p> | 基本方針4. | 再掲 |
| | <p>2-1-2-02 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学における教育の内部質保証に関する自己点検・評価実施要項</p> | 3. 実施手順 | 再掲 |
| <p>【特記事項】</p> | | | |
| <p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | | | |
| <p>・ 該当なし</p> | | | |
| <p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p> | | | |
| <p>・ 該当なし</p> | | | |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> | | | |
| <p>■ 当該基準を満たす</p> | | | |
| <p>【優れた成果が確認できる取組】</p> | | | |
| <p>・ 該当なし</p> | | | |
| <p>【改善を要する事項】</p> | | | |
| <p>・ 該当なし</p> | | | |

| 基準2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること | | | |
|---|---|----|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目2-3-1] 自己点検・評価の結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む）を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果をあげていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること | ・計画等の進捗状況一覧（別紙様式2-3-1） | | |
| | 2-3-1 計画等の進捗状況一覧 | | |
| [分析項目2-3-2] 機関別内部質保証体制のなかで、点検に必要な情報を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その取組が効果的に機能していること（より望ましい取組として分析） | ・該当する報告書等 | | |
| | 2-3-2-01 自己点検・評価書（令和2年3月） | | |
| | 2-3-2-02 教育の内部質保証に関する自己点検・評価（モニタリング）結果について（報告） 2-3-2-03 令和2年度における教育の内部質保証に関する取組状況について（報告） | | |
| [分析項目2-3-3] 機関別内部質保証体制のなかで、学生・卒業生を含む関係者からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その意見を反映した取組を行っていること（より望ましい取組として分析） | ・該当する報告書等 | | |
| | 2-2-4-01 令和2年度教育評価アンケートについて（修了時、修了後、初年次、教員、就職先） ・領域4、5、6の各基準に関して学生等が主体的に作成し、機関別内部質保証体制として確認した報告書等を添付文書とすることができる。 | | 再掲 |
| [分析項目2-3-4] 質保証を行うに相応しい第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している状況にあること（より望ましい取組として分析） | ・該当する第三者による検証等の報告書 2-3-4-01 外部評価報告書（令和2年12月） | | |
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 ・該当なし | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 ・該当なし | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 ・分析項目2-3-2について、令和元年度に実施した自己点検・評価において「改善に向けた検討事項」とされた点に対しては速やかに対応を進め、「評価体制に関する規程」を一部改正して新たに「評価会議に関する規程」を整備するとともに、教育、研究それぞれについて基本方針及び自己点検・評価実施要項を制定し、本学の自己点検・評価に係る体制及び改善手順等を明確化した。特に、教育の内部質保証については「教育推進機構」を教育の内部質保証の推進組織として位置付け、本学の特徴の一つである機動力を活かした独自の体制として確立させたことにより、ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーの見直し等、自己点検・評価から改善に至るまでの一連の取組を円滑かつ迅速に進めることが可能となった（根拠資料2-3-2-03）。 | | | |
| 【改善を要する事項】 ・該当なし | | | |

| 基準2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること | | | |
|--|--|------------|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| 【分析項目2-4-1】 学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを行うにあたり、機関別内部質保証体制で当該見直しに関する検証を行う仕組みを有していること | ・ 明文化された規定類 | | |
| | 2-1-1-01 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学における評価会議に関する規程 | 第11条 | 再掲 |
| | 1-2-A-03 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学戦略企画本部規程 | | 再掲 |
| | 1-3-1-01 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学基本規則 | 第12・21・22条 | 再掲 |
| | ・ 新設や改廃に関する機関別内部質保証体制で審議された際の議事録と当該関係資料 | | |
| | 2-4-1-01 総合企画会議議事要旨1 | | |
| | 2-4-1-02 総合企画会議議事要旨2 | | |
| | 2-4-1-03 戦略企画本部会議検討資料1 | | |
| 2-4-1-04 戦略企画本部会議検討資料2 | | | |
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| 【分析項目2-4-1】 ・ 1 研究科構想は平成26年度から総合企画会議において検討を開始し、平成27年4月の戦略企画本部への改組後は、その下に設置したプロジェクトチーム（PT）において、引き続き、実現に向けて検討を進めることとした。 | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。 | | | |
| ・ 該当なし | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 | | | |
| ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| ・ 該当なし | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |
| ・ 該当なし | | | |

| 基準2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること | | | |
|---|---|--------|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目2-5-1] 教員の採用及び昇格等に当たって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること | ・教員の採用・昇任の状況（過去5年分）（別紙様式2-5-1） | | |
| | 2-5-1 教員の採用・昇任の状況（過去5年分） | | |
| | ・明文化された規定類 | | |
| | 2-5-1-01 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学教員選考規程（非公表） | | |
| | 2-5-1-02 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学教員選考に関する細則（非公表） | | |
| | 2-5-1-03 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学教員選考基準（非公表） | | |
| | 2-5-1-04 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学教員の人事等に関する特例規程（非公表） | 第3条第4項 | |
| | 2-5-1-05 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学職員就業規則（非公表） | 第10条 | |
| | ・学士課程における教育上の指導能力に関する評価の実施状況が確認できる資料 | | |
| | ・大学院課程における教育研究上の指導能力（専門職学位課程にあつては教育上の指導能力）に関する評価の実施状況が確認できる資料 | | |
| 2-5-1-06 教員選考結果報告書（非公表） | | | |
| [分析項目2-5-2] 教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施していること | ・教員業績評価の実施状況（別紙様式2-5-2） | | |
| | 2-5-2 教員業績評価の実施状況 | | |
| | ・明文化された規定類 | | |
| | 2-5-2-01 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学年俸制適用職員給与規程（非公表） | 第3条 | |
| | 2-5-2-02 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学教員評価に関する要領（非公表） | | |
| | ・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（実施要項、業績評価結果の報告書等） | | |
| | 2-5-2-03 教員業績評価の概要及び処遇への反映について（非公表） | | |
| | 2-5-2-04 令和2年度教員業績評価結果について（非公表） | | |
| [分析項目2-5-3] 評価の結果、把握された事項に対して評価の目的に則した取組を行っていること | ・評価結果に基づく取組（別紙様式2-5-3） | | |
| | 2-5-3 評価結果に基づく取組 | | |
| | ・反映される規定がある場合は明文化された規定類 | | |
| | 2-5-2-02 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学教員評価に関する要領（非公表） | 第6条 | 再掲 |
| | ・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（業績評価に関連する規定、実施要項、業績評価結果の報告書等） | | |
| | 2-5-2-03 教員業績評価の概要及び処遇への反映について（非公表） | | 再掲 |
| 2-5-2-04 令和2年度教員業績評価結果について（非公表） | | 再掲 | |

【優れた成果が確認できる取組】

・該当なし

【改善を要する事項】

・該当なし

II 基準ごとの自己評価

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

：「該当なし」

| 基準3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること | | | |
|---|--|----|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目3-1-1] 毎年度、財務諸表等について法令等に基づき必要な手続きを経ていること | ・直近年度の財務諸表 | | |
| | 3-1-1-01_令和2事業年度財務諸表 | | |
| | ・上記財務諸表に係る監事、会計監査人の監査報告書 | | |
| | 3-1-1-02_監事監査報告書 | | |
| [分析項目3-1-2] 教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行していること | 3-1-1-03_独立監査人の監査報告書 | | |
| | ・予算・決算の状況（過去5年間分）がわかる資料（別紙様式3-1-2） | | |
| | 3-1-2 予算・決算の状況（過去5年間分）がわかる資料 | | |
| | ・分析の手順に示された理由がある場合に、その理由を記載した書類 | | |
| | 3-1-2-01 予算・決算が30%以上乖離している理由 | | |
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| ・該当なし | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 | | | |
| ・該当なし | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 | | | |
| ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| ・該当なし | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |
| ・該当なし | | | |

| 基準3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること | | | |
|--|---|---------|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目3-2-1] 大学の管理運営のための組織が、適切な規模と機能を有していること | ・管理運営のための組織（法人の役員会、経営協議会、教育研究評議会等が、法人としての業務以外で大学の教育研究活動に係る運営において役割を有する場合は、それらを含む）の設置、構成等が確認できる資料（根拠となる規定を含む。） | | |
| | 1-3-1-01 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学基本規則 | 第21～28条 | 再掲 |
| | 3-2-1-01 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学委員会規程 | | |
| | 1-2-A-03 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学戦略企画本部規程 | | 再掲 |
| | 2-1-3-01 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学事務規程 | | 再掲 |
| | ・大学の学長と大学を設置する法人の長が異なる場合は、責任の内容と所在が確認できる資料 | | |
| | ・役職者の名簿 | | |
| | 1-3-1-07 令和3年度国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学運営体制 | | 再掲 |
| [分析項目3-2-2] 法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること | ・法令遵守事項一覧（別紙様式3-2-2） ・危機管理体制等一覧（別紙様式3-2-2） | | |
| | 3-2-2 法令遵守事項、危機管理体制等一覧 | | |
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| ・該当なし | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | | | |
| ・該当なし | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 | | | |
| ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| ・該当なし | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |
| ・該当なし | | | |

| 基準3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること | | | |
|---|---|----|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目3-3-1] 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること | ・事務組織一覧（部署ごとの人数（分析項目2-5-5教育支援者を含む。））（別紙様式3-3-1） | | |
| | 3-3-1 事務組織一覧 | | |
| | ・根拠となる規定類 | | |
| | 2-1-3-01 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学事務規程 | | 再掲 |
| | 2-5-5-02 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学事務局事務分掌細則 | | 再掲 |
| | ・事務組織の組織図 | | |
| | 2-5-5-01 組織図 | | 再掲 |
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| ・該当なし | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。 | | | |
| ・該当なし | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 | | | |
| ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| ・該当なし | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |
| ・該当なし | | | |

| 基準3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること | | | |
|---|---|-------------|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目3-4-1] 教員と事務職員等とが適切な役割分担のもと、必要な連携体制を確保していること | ・教職協働の状況（別紙様式3-4-1） 3-4-1 教職協働の状況 | | |
| [分析項目3-4-2] 管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施していること | ・SDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式3-4-2） 3-4-2 SDの内容・方法及び実施状況一覧 | | |
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| [分析項目3-4-2] ・令和2年度はコロナ渦の影響で実施できなかったが、本学では平成19年度から毎年、海外大学に職員を派遣して調査及び事例研究を行う実践的な海外SD研修を実施している。 | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。 | | | |
| [分析項目3-4-A] ・職員が大学運営に必要な知識・技能を身に付け、能力・資質を向上させるため、「目指す職員像」（平成28年度策定）の下、職員のキャリアパスを見据えて、職員の経験や職務に応じて求められる能力を育成するため、能力開発研修や階層別研修を実施している。一例としては、高い英語力を有する職員を育成し、国際連携や留学生支援等の英語力を必要とする部署に職員を計画的に配置する「高い英語力を有する職員の育成及び配置計画」（平成28年度策定）に基づき、海外大学に職員を派遣して調査及び事例研究を行う実践的な海外SD研修や、習熟度に応じた英語研修を実施して職員の語学力の強化を図っている。 | 3-4-A-01 職員の人材育成について（目指す職員像） | | |
| | 3-4-A-02 本学企画研修開催履歴 | | |
| | 3-4-A-03 高い英語力を有する職員の育成及び配置計画 | | |
| | 3-4-A-04 海外FD・SD研修 | | |
| | 3-4-A-05 海外SD研修（非公表） | | |
| | 3-4-A-06 スーパーグローバル大学創成支援事業 中間評価結果—日本学術振興会公表資料 2021.3.30 | 2021.3.30入手 | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 ・活動取組3-4-Aについて、TOEICスコア750点以上の事務職員の割合は平成28年度時点で19.8%（34人/172人）となり、事務局の全ての部署に高い英語力を有する職員（TOEICスコア750点以上の取得者等）を配置している。この点については、平成29年度に実施されたスーパーグローバル大学創成支援事業（文部科学省）の中間評価においても高く評価されている。その後も本学が掲げる「目指す職員像」（根拠資料3-4-A-01）に基づき、英語力の高い職員の採用や、海外SD研修等の継続的な実施により令和2年度においてはTOEICスコア750点以上の事務職員の割合が30.9%（52人/168人）になるなど着実に成果を上げている。 | | | |
| 【改善を要する事項】 ・該当なし | | | |

| 基準3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること | | | |
|--|--|------|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目3-5-1] 監事が適切な役割を果たしていること | ・ 監事に関する規定 | | |
| | 1-3-1-01 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学基本規則 | 第11条 | 再掲 |
| | 3-5-1-01 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学監事監査規程 | | |
| | ・ 監事による監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の監事監査計画書、監事監査報告書、監事による意見書等） | | |
| | 3-5-1-02 令和2年度監事監査計画 | | |
| | 3-1-1-02_監事監査報告書 | | 再掲 |
| [分析項目3-5-2] 法令の定めに従って、会計監査人による監査が実施されていること | ・ 監事が置かれていない場合は、直近年度の地方自治体における監査委員等の監査結果 | | |
| | ・ 会計監査人の監査の内容・方法が確認できる資料（直近年度の監査計画書等） | | |
| | 3-5-2-01 監査計画概要説明書（非公表） | | |
| | ・ 財務諸表等の監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の会計監査人による監査報告書等） | | |
| [分析項目3-5-3] 独立性が担保された主体により内部監査を実施していること | 3-1-1-03_独立監査人の監査報告書 | | 再掲 |
| | ・ 組織図又は関係規定（独立性が担保された主体であることが確認できるもの） | | |
| | 2-5-5-01 組織図 | | 再掲 |
| | 3-5-3-01 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学監査室規程 | | |
| | ・ 内部監査に関する規定 | | |
| | 3-5-3-02 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学内部監査規程 | | |
| | 3-5-3-03 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学内部監査実施要領 | | |
| [分析項目3-5-4] 監事を含む各種の監査主体と大学の管理運営主体との間で、情報共有を行っていること | ・ 監査の実施状況等が確認できる資料（直近年度の内部監査報告書等） | | |
| | 3-5-3-04 令和2年度内部監査結果 | | |
| | ・ 監査の連携状況が具体的に確認できる資料（直近年度の協議、意見交換の議事録等） | | |
| | 3-5-4-01 令和元事業年度決算に係る監査報告会議事メモ（非公表） | | |

| | | | |
|---|--|--|--|
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| ・該当なし | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 | | | |
| ・該当なし | | | |
| | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 | | | |
| ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| ・該当なし | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |
| ・該当なし | | | |

| 基準3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること | | | |
|---|---|----|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目3-6-1] 法令等が公表を求める事項を公表していること | ・法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式3-6-1） | | |
| | 3-6-1 法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧 | | |
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 ・該当なし | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 根拠資料とともに簡条書き で記述すること。 | | | |
| [活動取組3-6-A] ・英語版ウェブサイトにおいて、「Educational Information Bulletin」（教育情報の公表）等の項目をトップページに配置し、本学の教育研究活動等に関する情報に容易にアクセスできるようにしているほか、研究成果についても専門のライターにより一般にわかりやすい文章にした上でプレスリリースし、研究成果等を世界に向けて広く公表している。 | 3-6-A-01 英語版ウェブサイト http://www.naist.jp/en/ | | |
| | 3-6-A-02 教育情報（英語版ウェブサイト） http://www.naist.jp/en/publish/ | | |
| | 3-6-A-03 研究情報（英語版ウェブサイト） http://www.naist.jp/en/research_achievements/ | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 ・該当なし | | | |
| 【改善を要する事項】 ・該当なし | | | |

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

：「該当なし」

| 基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること | | | |
|--|---|-----------------|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目4-1-1] 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること | ・ 認証評価共通基礎データ様式 | | |
| | 認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式1 | | 再掲 |
| | ・ 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧（別紙様式4-1-1） | | |
| [分析項目4-1-2] 法令が定める実習施設等が設置されていること | ・ 附属施設等一覧（別紙様式4-1-2） | | |
| [分析項目4-1-3] 施設・設備における安全性について、配慮していること | ・ 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮の状況（別紙様式4-1-3） | | |
| | 4-1-3 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮状況 | | |
| | ・ 施設・設備の整備（耐震化、バリアフリー化等）状況等が確認できる資料 | | |
| | 4-1-3-01 生駒キャンパスマスタープラン2016 | | |
| | 4-1-3-02 国立大学法人等施設の耐震化の状況（2020年5月1日現在）—文部科学省公表資料2021.2.10 | p.4、2021.2.10入手 | |
| | ・ 安全・防犯面への配慮がなされていることが確認できる資料 | | |
| | 4-1-3-03 入退室管理システムカードリーダー設置個所一覧 | | |
| | 4-1-3-04 監視カメラ数量 | | |
| [分析項目4-1-4] 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境を整備し、それが有効に活用されていること | ・ 学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編） | | |
| | 4-1-4-01 令和2年度学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編） | | |
| [分析項目4-1-5] 大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること | ・ 学術情報基盤実態調査（大学図書館編） | | |
| | 4-1-5-01 令和2年度学術情報基盤実態調査（大学図書館編） | | |
| [分析項目4-1-6] 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること | ・ 自主的学習環境整備状況一覧（別紙様式4-1-6） | | |
| | 4-1-6 自主的学習環境整備状況一覧 | | |
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| ・ 該当なし | | | |

| | | | |
|--|---|---------------------|----|
| <p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u></p> | | | |
| <p>[活動取組4-1-A] ・先端科学技術に関する大学院大学の教育研究を支援するため、一元的に管理運営されるコンピュータネットワークのもと、「曼陀羅システム」と呼ばれる全学情報環境を整備するとともに、学生に対して一人1台の端末が割り当てられ、学生宿舎居室も含めたキャンパス内全域においてインターネットを無料で利用可能とするなど、場所を選ばずに学習できる環境を提供している。</p> | <p>4-1-A-01 曼陀羅システム</p> | | |
| | <p>4-1-A-02 受験生のための大学案内</p> | P.15、19 | |
| <p>[活動取組4-1-B] ・附属図書館（電子図書館）による「授業アーカイブ」を全国に先駆けて平成17年度から展開しており、授業科目を中心に講義映像・講義資料等のビデオアーカイブ化を進めて学内外に公開し、いつでもどこでも予習・復習を可能とする学修環境を構築している。さらに、留学生の学修環境の向上に向け、AI技術により英語字幕を自動作成して授業アーカイブ映像に付与する日本初となる先導的な取組を進め、令和元年度から日英両言語の字幕を付与した映像の提供を開始しており、大学院教育の国際化も踏まえつつ、学生の自律的な学修を支援する学修環境を向上させている。</p> | <p>4-1-B-01 授業アーカイブ</p> | | |
| | <p>4-1-B-02 AI技術による英語字幕の自動生成</p> | | |
| | <p>4-1-B-03 学部・研究科等の現況調査表（教育）</p> | 分析項目I：教育活動の状況 P6 | |
| <p>[活動取組4-1-C] ・新型コロナウイルス感染症への緊急対応として「授業アーカイブ」を活用した講義映像・資料等を正規の授業として実施するとともに、経済的理由で通信環境がない学生に対してモバイルルーターを貸与し、学修環境の確保に努めた。</p> | <p>4-1-B-01 授業アーカイブ</p> | | 再掲 |
| | <p>4-1-C-01 アーカイブ授業に関するアンケート結果等</p> | | |
| | <p>4-1-C-02 アーカイブ授業の受講に係る通信環境について</p> | | |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす</p> | | | |
| <p>【優れた成果が確認できる取組】 ・活動取組4-1-Bについて、「授業アーカイブ」による先駆的な取組を通じて得た15年近くの教育経験とノウハウにより、新型コロナウイルス感染症への緊急対応として「授業アーカイブ」を活用した遠隔授業の実施の速やかな決定及び令和2年4月の授業開始時からの迅速な導入（活動取組4-1-C）へとつながった。また、「授業アーカイブ」を活用した授業については、（独）大学改革支援・学位授与機構により実施された第3期中期目標期間（4年目終了時評価）における学部・研究科等の教育に関する現況分析結果において「高い質にある」と高く評価されていることに加え、学生からの評価も高い（根拠資料4-1-C-01）。</p> | | | |
| <p>【改善を要する事項】 ・該当なし</p> | | | |

| 基準4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること | | | | |
|---|--|-------|----|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 | |
| [分析項目4-2-1] 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること | ・ 相談・助言体制等一覧（別紙様式4-2-1） | | | |
| | 4-2-1 相談・助言体制等一覧 | | | |
| | ・ 保健（管理）センター、学生相談室、就職支援室等を設置している場合は、その概要や相談・助言体制（相談員、カウンセラーの配置等）が確認できる資料 | | | |
| | 4-2-1-01 学生なんでも相談 | | | |
| | 4-2-1-02 学生なんでも相談窓口・各種相談窓口 | | | |
| | 4-2-1-03 保健管理センター | | | |
| | 4-2-1-04 キャリア支援室 | | | |
| | 4-2-1-05 キャリア相談 | | | |
| | ・ 各種ハラスメント等の相談体制や対策方法が確認できる資料（取扱要項等） | | | |
| | 4-2-1-06 NAISTハラスメント防止ガイドライン | | | |
| | ・ 生活支援制度の学生への周知方法（刊行物、プリント、掲示等）が確認できる資料 | | | |
| | 4-1-A-02 受験生のための大学案内 | | | 再掲 |
| ・ 生活支援制度の利用実績が確認できる資料 | | | | |
| 4-1-A-02 受験生のための大学案内 | | P. 19 | 再掲 | |
| [分析項目4-2-2] 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること | ・ 課外活動に係る支援状況一覧（別紙様式4-2-2） | | | |
| | 4-2-2 課外活動に係る支援状況一覧 | | | |
| | ・ 課外活動団体の状況が確認できる資料 | | | |
| 4-2-2-01 認定課外活動団体 | | | | |
| [分析項目4-2-3] 留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること | ・ 留学生への生活支援の実施体制及び実施状況（別紙様式4-2-3） | | | |
| | 4-2-3 留学生への生活支援の内容及び実施体制 | | | |
| | ・ 留学生に対する外国語による情報提供（健康相談、生活相談等）を行っている場合は、その資料 | | | |
| | 4-2-3-01 International Student Handbook 2020 | | | |
| | 4-2-3-02 International Student Handbook 2020（日本語版） | | | |
| | 4-2-3-03 CISS introduction | | | |
| | 4-2-3-04 Financial Support | | | |
| 4-2-3-05 留学生・外国人研究者支援 | | | | |
| 4-2-3-06 留学生オリエンテーション資料 | | | | |

| | | | |
|---|---|-------|----|
| | 4-2-3-07 クレジットカード説明会資料 | | |
| <p>[分析項目 4-2-4] 障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること</p> | <p>・ 障害のある学生等に対する生活支援の実施体制及び実施状況（別紙様式 4-2-4）</p> | | |
| | <p>4-2-4 障害のある学生等に対する生活支援の内容及び実施体制</p> | | |
| | <p>・ 障害のある学生等に対する生活支援の実施体制及び実施状況に関する資料</p> | | |
| | <p>4-2-4-01 障害学生支援室</p> | | |
| | <p>4-2-4-02 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領</p> | | |
| | <p>4-2-4-03 奈良先端科学技術大学院大学障害のある学生に対するチューター制度実施要項</p> | | |
| <p>[分析項目 4-2-5] 学生に対する経済面での援助を行っていること</p> | <p>・ 経済的支援の整備状況、利用実績一覧（別紙様式 4-2-5）</p> | | |
| | <p>4-2-5 経済的支援の整備状況、利用実績一覧</p> | | |
| | <p>・ 奨学金制度の整備状況と当該窓口の周知が確認できる資料</p> | | |
| | <p>4-2-5-01 経済支援</p> | | |
| | <p>4-2-5-02 学生ハンドブック</p> | P. 75 | |
| | <p>・ 日本学生支援機構奨学金等の利用実績が確認できる資料</p> | | |
| | <p>4-1-A-02 受験生のための大学案内</p> | P. 20 | 再掲 |
| | <p>・ 大学独自の奨学金制度等を有している場合は、その制度や利用実績が確認できる資料</p> | | |
| | <p>4-1-A-02 受験生のための大学案内</p> | P. 17 | 再掲 |
| | <p>・ 入学料、授業料免除等を実施している場合は、その基準や実施状況が確認できる資料</p> | | |
| | <p>4-2-5-03 奈良先端科学技術大学院大学入学料、授業料及び寄宿料の免除等に関する規程</p> | | |
| | <p>4-2-5-04 奈良先端科学技術大学院大学科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップの支給等に関する規程</p> | | |
| | <p>4-1-A-02 受験生のための大学案内</p> | P. 20 | 再掲 |
| | <p>・ 学生寄宿舎を設置している場合は、その利用状況（料金体系を含む。）が確認できる資料</p> | | |
| | <p>4-1-A-02 受験生のための大学案内</p> | P. 19 | 再掲 |
| | <p>・ 上記のほか、経済面の援助の利用実績が確認できる資料</p> | | |
| | <p>4-1-A-02 受験生のための大学案内</p> | P. 20 | 再掲 |
| <p>【特記事項】</p> | | | |
| <p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | | | |
| <p>・ 該当なし</p> | | | |

| | | | |
|--|---|--|--|
| <p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u></p> | | | |
| <p>[活動取組4-2-A] ・留学生、外国人教員及び研究者の円滑な教育研究活動を支援するため、留学生等とその家族への生活支援をワンストップサービスとして提供する「留学生・外国人研究者支援センター」(CISS: Center for International Students and Scholars)の設置及び外国人エデュケーション・アドミニストレーター(UEA: University Education Administrator)の配置により、出産・育児に係る検診や行政手続、幼稚園・小学校に係る就学手続等のほか、来日間もない留学生を対象に「留学生のためのクレジットカード申込み説明会」を開催するなど、生活環境の改善に向けた取組を実施している。</p> | <p>4-2-A-01 留学生・外国人研究者支援センター (CISS)</p> | | |
| <p>[活動取組4-2-B] ・留学生を含む博士前期課程学生と博士後期課程学生それぞれを対象に、学長をはじめとする役員と学生が日英両言語で率直に話し合い、意見交換を行う「学長と学生との懇談会」を年1回以上の頻度で定期的開催し、キャンパスライフ、教育プログラムにおける履修状況、キャリアパス・就職支援など学生支援に関する学生のニーズを組織的に把握し、学生からの多様な要望を踏まえ、生活環境や学修環境の改善を行っている。</p> | <p>4-2-B-01 学長と学生との懇談会</p> | | |
| <p>[活動取組4-2-C] ・留学生に対する日本語教育について、教育推進機構キャリア支援部門での取組を契機に平成29年度から平成30年度にかけてカリキュラムを見直し、令和元年度から、日本語能力試験(JLPT)におけるN5~N3レベルの日本語の習得を目指す授業科目「日本語I~IV」及びN1・N2レベルの高度な日本語の習得を目指す「日本語V」を開講し、正規のカリキュラム内で習熟度に応じた幅広い日本語教育を行う体系的な語学教育を実施しており、日本社会や日本文化に親しむことを目的とした初級レベルのものから、日本企業への就職を目指す上級(N1・N2)レベルものまで本学の幅広い留学生のニーズに沿った日本語教育を展開している。</p> | <p>4-2-C-01 日本語科目</p> | | |
| | <p>4-2-C-02 日本企業に就職した留学生割合</p> | | |
| <p>[活動取組4-2-D] ・全学的な立場から教育内容等の改善に向けたFD研修を行う「教育推進機構」において、学外の専門家を招聘し、我が国の科学技術政策と大学改革を踏まえた人材育成論、アカデミアのみならずノンアカデミアを含む多様なキャリアパスに必要な能力としてのトランスファブルスキルの涵養、留学生への対応を見据えた英語による研究指導法等の習得をめざすFD研修を実施しており、これらのFD研修を先端科学技術研究科博士後期課程における研究者の素養を養う科目群「キャリアマネジメントB」の単位認定プログラムとして、大学における教育を実施する上で必要な教授法の知識の習得や教育力の育成に向けたプレFDとしても位置付けている。</p> | <p>4-2-D-01 キャリアマネジメントB (シラバス、開催案内)</p> | | |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p> | | | |

【優れた成果が確認できる取組】

・分析項目4-2-1について、エデュケーション・アドミニストレーター（UEA）や留学生のキャリア支援を担当する外資系企業出身の客員教員が中心となり、英語による「キャリア相談」や「就職ガイダンス」をはじめ、企業と留学生とのマッチングの推進、日本企業に就職した留学生OB・OGとのキャリア交流イベント、協力企業において研究開発の実務を担う企業インターンシップなど、日本企業への就職を目指す留学生に対してきめ細やかな就職支援・キャリア支援を実施しており、日本企業に就職した留学生の割合は平成28年度～令和2年度において平均37.6%（平成27年度比6.2ポイント増）となっている。

【改善を要する事項】

・該当なし

II 基準ごとの自己評価

領域5 学生の受入に関する基準

：「該当なし」

| 基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること | | | |
|---|--|----|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目5-1-1] 学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること | ・ 学生受入方針が確認できる資料 5-1-1-01 アドミッション・ポリシー（入学者受入方針） | | |
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 ・ 該当なし | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 箇条書きで記述すること。 ・ 該当なし | | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 ・ 該当なし | | | |
| 【改善を要する事項】 ・ 該当なし | | | |

| 基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること | | | |
|--|---|-----------------|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目5-2-1] 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること | ・ 入学者選抜の方法一覧（別紙様式5-2-1） | | |
| | 5-2-1 入学者選抜の方法一覧 | | |
| | ・ 面接、実技試験等において評価の公正性を担保する組織的取組の状況を示す資料（面接要領等） | | |
| | 5-2-1-01 入学者選抜試験実施要領等（非公表） | | |
| | ・ 入試委員会等の実施組織及び入学者選抜の実施体制が確認できる資料 | | |
| | 5-2-1-01 入学者選抜試験実施要領等（非公表） | | 再掲 |
| | ・ 入学者選抜の試験実施に係る実施要項、実施マニュアル等 | | |
| | 5-2-1-01 入学者選抜試験実施要領等（非公表） | | 再掲 |
| | 5-2-1-02 学生募集要項（一般入試） | | |
| 5-2-1-03 学生募集要項（高専入試） | | | |
| 5-2-1-04 学生募集要項（留学生特別推薦選抜入試） | | | |
| ・ 学士課程については、個別学力検査及び大学入試センター試験において課す教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合に2年程度前に予告・公表されたもので直近のもの | | | |
| [分析項目5-2-2] 学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること | ・ 学生の受入状況を検証する組織、方法が確認できる資料 | | |
| | 2-1-2-02 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学における教育の内部質保証に関する自己点検・評価実施要項 | 別表（分析項目4-(1)-②） | |
| | ・ 学生の受入状況を検証し、入学者選抜の改善を反映させたことを示す具体的事例等 | | |
| 5-2-2-01 入学者選抜の改善事例 | | | |
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| ・ 該当なし | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u> | | | |
| [活動取組5-2-A] ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に鑑み、オンライン面接による入試を実施している。 | 5-2-A-01 オンライン面接による入試 | | |
| | 5-2-1-01 入学者選抜試験実施要領等（非公表） | | 再掲 |
| | 5-2-1-02 学生募集要項（一般入試） | | 再掲 |

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。

■ 当該基準を満たす

【優れた成果が確認できる取組】

・ 該当なし

【改善を要する事項】

・ 該当なし

| 基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること | | | |
|--|--|----|----|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| [分析項目5-3-1] 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと | ・ 認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式2 | | |
| | 認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式2 | | |
| | ・ 実入学者数が「入学定員を大幅に超える」、又は「大幅に下回る」状況になっている場合は、その適正化を図る取組が確認できる資料 | | |
| 【特記事項】 | | | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | | | |
| ・ 該当なし | | | |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに</u> 簡条書きで記述すること。 | | | |
| [活動取組5-3-A] ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、入学者確保のために例年実施している参集型の学生募集説明会及び受験生のためのオープンキャンパスを中止し、新たな取組として、オンライン形式での学生募集説明会及び受験生のためのバーチャルオープンキャンパスを実施している。 | 5-3-A-01 オンライン学生募集説明会 | | |
| | 5-3-A-02 受験生のためのバーチャルオープンキャンパス | | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 | | | |
| ■ 当該基準を満たす | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| ・ 分析項目5-3-1について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く厳しい状況の中、学生募集から入学者選抜試験に至るまでの一連の活動をオンライン形式で実施するなど、新たな取組を積極的に展開することにより（根拠資料5-3-A-01、5-3-A-02、5-2-A-01）、令和2年度の入学定員充足率は博士前期課程99%、博士後期課程116%と、良好な水準を維持することができた（認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式2）。 | | | |
| 【改善を要する事項】 | | | |
| ・ 該当なし | | | |

領域6 基準の判断 総括表

奈良先端科学技術大学院大学

| 組織 番号 | 教育研究上の 基本組織 | 基準 6-1 | 基準 6-2 | 基準 6-3 | 基準 6-4 | 基準 6-5 | 基準 6-6 | 基準 6-7 | 基準 6-8 | 備考 |
|----------|----------------|--|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|----|
| 01 | 先端科学技術研究科 | ※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構） | | | | | | | | |

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学教育研究評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

| 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること | | | |
|--|-----------|----|----|
| 【特記事項】 | | | |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。 | | | |
| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| ・該当なし | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| ・該当なし | | | |

| 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること | | | |
|--|-----------|----|----|
| 【特記事項】 | | | |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。 | | | |
| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| ・該当なし | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| ・該当なし | | | |

| 基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること | | | |
|--|-----------|----|----|
| 【特記事項】 | | | |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | | | |
| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| ・該当なし | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| ・該当なし | | | |

| 基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること | | | |
|--|-----------|----|----|
| 【特記事項】 | | | |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | | | |
| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| ・該当なし | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| ・該当なし | | | |

| 基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること | | | |
|---|-----------|----|----|
| 【特記事項】 | | | |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | | | |
| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| ・該当なし | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| ・該当なし | | | |

| 基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること | | | |
|---|-----------|----|----|
| 【特記事項】 | | | |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。 | | | |
| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| ・該当なし | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| ・該当なし | | | |

| 基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること | | | |
|--|-----------|----|----|
| 【特記事項】 | | | |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。 | | | |
| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
| ・該当なし | | | |
| 【優れた成果が確認できる取組】 | | | |
| ・該当なし | | | |

| 基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること | | | |
|--|---|----|--|
| | データ欄 | 備考 | |
| ・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) | 6-8-1 標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分) | | |
| ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) | | | |
| ・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む) | 6-8-2 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分) | | |
| 【特記事項】 | | | |
| ② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。 | | | |

| 活動取組 | 根拠資料・データ欄 | 備考 | 再掲 |
|---|---|---------------------------------|-----------|
| <p>(活発な研究活動に基づく優れた研究成果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度～令和元年度において、博士前期課程学生を筆頭著者とする国際誌等への学術論文発表や国際会議等発表は合計1,994件(うち査読付き666件)で、1人当たりの発表件数は平均1.3件となっている。博士後期課程学生を筆頭著者とする国際誌等への学術論文発表や国際会議等発表は合計1,355件(うち査読付き687件)で、1人当たりの発表件数は平均2.9件であり、学術的価値の高い国際誌等に学術論文が採録されるとともに、トップカンファレンス等において研究成果を発表している。また、平成28年度～令和元年度における受賞件数は、博士前期課程で合計142件、博士後期課程で合計127件となっており、多数の賞を受賞している。 ・学生による研究課題が「大学発新産業創出プログラム(START)」「戦略的創造研究推進事業(ACT-I)」「(ともに科学技術振興機構)等の採択を受けて研究プロジェクトを推進するとともに、未踏IT人材発掘・育成事業(情報処理推進機構)による「スーパークリエータ」に認定されるほか、学生が関与した特許出願等の件数は68件、登録件数は32件となるなど、大学院生として卓越した活動実績が示されている。 | <p>4-1-B-03 学部・研究科等の現況調査表(教育)</p> | <p>分析項目Ⅱ：教育成果の状況 P18～19</p> | <p>再掲</p> |
| <p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3期中期目標期間(H28～R1)における学生を筆頭著者とする国際学術誌への論文掲載数や国際会議発表件数は、博士前期課程では1,994件、博士後期課程では1,355件であり、同期間における学生の受賞件数についても、博士前期課程で142件、博士後期課程で127件となっている。また、学生による研究課題が競争的研究資金に採択され、学生が関与した特許の出願件数は68件、登録件数は32件となっている。この点については、(独)大学改革支援・学位授与機構により実施された第3期中期目標期間(4年目終了時評価)における学部・研究科等の教育に関する現況分析結果において「特筆すべき高い質にある」と高く評価されている。 | | | |